4　右記三1㈠(1)ロの措置を前提に通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例の創設等を行うとともに、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度における控除限度額について通算法人に係る調整を行うこととするほか、その他の租税特別措置について所要の整備を行うこととする。

一七　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正

1　連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四条、第一四条、第三〇条～第三三条及び第三五条～第三七条関係）

2　金融口座情報の自動的な提供のための報告制度について、次の見直しを行うこととした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四一条の二及び第四七条関係）

㈠　特定取引を行った者若しくはその関係者又は報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、当該行為がなかったもの等として本制度を適用する。

㈡　罰則の適用対象に、右記㈠によりなかったものとされた行為等に係る事項を税務署長に提供した者を加える。

一八　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正

1　連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の二、第四条及び第七条関係）

2　非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、次の見直しを行うこととした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の五～第一〇条の一〇及び第一三条関係）

㈠　本制度の対象となる者について、次の見直しを行う。

(1)　特定取引を行ったとみられる者（一定の者を除く。）が単なる名義人であって、当該特定取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が、当該特定取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該特定取引は、当該利益を享受する者が行ったものとして本制度を適用する旨を明確化する。

(2)　本制度の対象となる事業体として法人等（法人、民法組合等又は信託をいう。）の定義規定を設けるとともに、新規届出書の記載事項及び居住地国の定義について所要の整備を行う。

㈡　特定対象者の居住地国等の再特定手続について、新規届出書等を提出した者が提出すべき異動届出書の提出事由を、当該新規届出書等に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の一定の事項について異動を生じた場合とするほか、報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が新規届出書等に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の一定の事項と異なることを示す一定の情報を取得した場合等には、その取得の日から三月を経過する日等の一定の日までに、当該新規届出書等を提出した者等に対し異動届出書の提出要求等をし、又は当該報告金融機関等の保有する情報に基づき特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。

㈢　特定取引を行った者若しくはその関係者又は報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、当該行為がなかったもの等として本制度を適用する。

㈣　罰則の適用対象に、新規届出書等に右記㈢によりなかったものとされた行為等に係る記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出した者（一定の者を除く。）及び当該行為等に係る事項を税務署長に提供した者を加える。

一九　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を二年延長することとした。（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八〇条関係）

二〇　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正

国外財産調書等の提出制度について、次の見直しを行うこととした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条～第六条の三関係）

1　相続の開始の日の属する年（以下「相続開始年」という。）の一二月三一日においてその価額の合計額が五、〇〇〇万円を超える国外財産を有する相続人は、相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」という。）を除外したところにより、提出することができることとする。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定する。

2　国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税又は無申告加算税の加重措置（以下「加算税の加重措置」という。）の適用対象に、国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合を加える。ただし、次に掲げる者については、加算税の加重措置は適用しない。

㈠　その相続税に係る相続人で左記4㈠(3)に掲げる国外財産調書の提出義務がない者

㈡　その相続税に係る相続人で相続開始年の翌年の一二月三一日においてその修正申告等の基因となる相続国外財産を有しない者

3　加算税の加重措置の適用対象から、次に掲げる場合を除外する。

㈠　その年の一二月三一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が提出基準額を超える国外財産（相続国外財産を除く。）を有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合

㈡　その年の一二月三一日において相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく国外財産調書に記載すべき相続国外財産についての記載がない場合（記載不備の場合を含む。）

4　相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書について、次に掲げる措置の区分に応じそれぞれ次に定める国外財産調書とする。

㈠　国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置（以下「加算税の軽減措置」という。）次に掲げる国外財産調書のいずれか

(1)　被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書

(2)　相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

(3)　相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

㈡　加算税の加重措置　右記㈠(1)から(3)までに掲げる国外財産調書の全て

5　国外財産に係る所得税又は相続税に関し修正申告等がある者が、その修正申告等があった日前に、国税庁等の当該職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類（その電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求められた場合において、その提示又は提出を求められた日から六〇日を超えない範囲内においてその提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出をしなかったとき（その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）における加算税の軽減措置又は加重措置の適用については、次のとおりとする。

㈠　その国外財産に係る加算税の軽減措置は、適用しない。

㈡　その国外財産に係る加算税の加重措置については、その加算する割合を一〇パーセント（適用前加算割合五パーセント）とする。